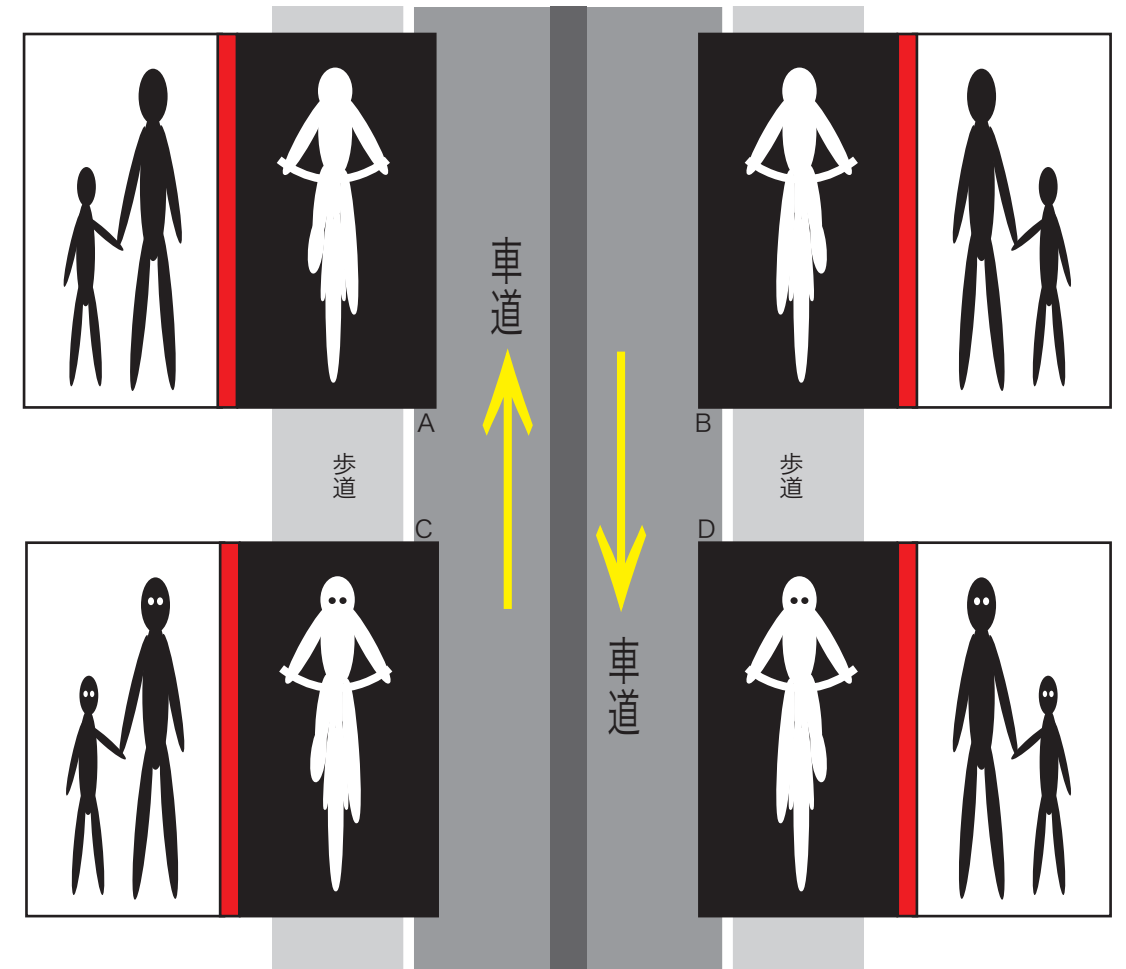


右 - 滋賀県 通行区分マーク説明文 参照下さい



現在、施行されている「道路交通法第63条の4第1項第2号並びに道路交通法施行令第26号」にもとづく、道路が危険と判断した自転車利用者が歩道の道路側を走る事になります。

自転車利用者が車道左側の歩道の車道寄りを自動車と同じ方向へ走った場合にはAとDになります。

場合に因っては、BやCの状態もあり得ます。現状は、歩行者も自転車も好き勝手に通行している筈です。滋賀県警察本部交通部交通規制課さんの今後の規制や取締、指導方針次第ですが、対面通行の原則(道路 交通法10条1項)と「道路交通法第63条の4第1項第2号並びに道路交通法施行令第26号」、道路交通法での軽車両扱い等の解釈次第では、トラブルのもとになる可能性があります。

歩道に設けられた自転車優先路上での自転車の対面通行に関しては、左側通行が原則と思いますが、現状は守られていません。通行区分マークで歩行者や自転車の進行方向を示唆する事は、あえて避けたデザインにしました。

歩行者と自転車別々のマークの募集ですが、両者を一対にし赤線で仕切る事に因り歩行者と自転車の区別がはっきりと明示出来、道路利用者へのアピールとなると考えます。

切り離して (A') 頂いても結構です。又、子供を自転車とは逆側に配する表現も安全教育の一環と考えます。

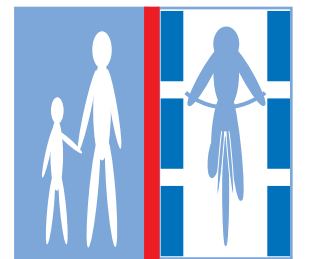
道路上に別けて明示するのであれば、A' (右下) がベストと思いますが、如何でしょうか？

色に関しては、こだわりません。

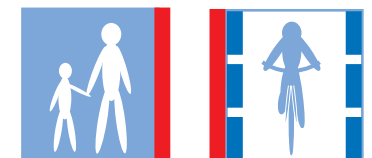
図柄や色のアレンジは、連絡頂ければ対応致します。

何れにせよ、現状と今後の交通規制の有様を十分考慮され、適切な通行区分マークの採用を願うものです。

交通安全、事故の撲滅、歩行者・自転車・自動車(自動二輪、原付を含む)の道路利用における棲み分けに役立つ制度作りや規制、取締、指導をお願いします。



A



(A')

*表記のデザインは、特定非営利活動法人NPO KEEP LEFTが一例として作成したものです。

*デザインの意匠、著作権、使用权は特定非営利活動法人NPO KEEP LEFTに帰属しますが、採用(当選)後は、著作権等の権利は放棄します。